

フェナミホスに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和5年1月18日～令和5年2月16日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>国内では農薬として登録されておらず、海外の基準等を参照した暫定基準が設定されている。海外では、オーストラリア、ニュージーランド等で登録されている。米国及びEUでは、過去に登録されていたが、現在は登録がない。このよつな現状で、日本で登録するのはおかしい。米国とEUにならない、登録は不要です。</p>	<p>今回の評価要請は、国内での農薬登録申請に基づくものではありません。</p> <p>フェナミホスは、国内での農薬登録がなされていませんが、海外で使用されている農薬であり、ポジティブリスト制度（平成18年度施行）において暫定基準が設定されているため、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日食品安全委員会決定）に基づき、評価を実施しました。</p> <p>農薬の登録に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。